令和3年3月9日

各務原市内の介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム等の長 各位

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 各務原市介護保険課の山村と申します。

標記の件につきまして、厚生労働省から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和3年政令第40号)が令和3年2月25日に公布され、令和3年4月1日より施行されることについて、別添のとおり通知がございましたので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

TEL 058-383-1111 (内線: 2544)

FAX 058-383-6365

E-mail yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp
